

インボイス登録時・ 取消し時の 消費税の取扱い

たけだ税理士事務所
税理士
武田 紀仁

インボイス制度開始から約1年。これから登録予定の事業者や、登録取消しを検討する事業者が散見されます。本稿では、経理担当者が押さえておきたいインボイス事業者の登録・取消しに関する消費税の取扱いについて解説します。



インボイス登録・取消しと 納税義務

(1) **インボイス登録時の課税期間**
免税事業者が適格請求書発行事業者（以下「インボイス事業者」）に登録するためには、原則として、「消費税課税事業者選択届出書」（以下「選択届出書」と「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」）の両方の提出が必要です。

選択届出書の効力は、その提出日の属する課税期間の翌課税期間に効力が生じるため、インボイス事業者の登録も、原則として課税期間を単位として行なうこととなります。

また、登録申請書は、課税期間の初日から起算して15日前の日（2週間前の日の前日）までに提出しなければなりません（図表1）。

これは「期限の定め」であり、国税通則法10条2項が適用されるため、期限である「15日前の日」が土日祝日に該当する場合はその翌日が提出期限になります。

(2) **免税事業者に係る経過措置**
免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間にインボイス事業者に登録する場合は、登録希望日から（すなわち課税期間の途中から）登録できる6年間の経過措置（以下「登録に関する経過措置」）が設けられています。

この経過措置により、選択届出書を提出することなく、登録申請書の提出のみでインボイス事業者に登録できます。

このとき、登録申請書には、申請書の提出日から15日を経過する日以後の日を「登録希望日」として記載します。

課税期間の途中からインボイス事業者に登録した場合には、その登録日からその課税期間の末日までの期間に行なった課税資産の譲渡等および課税仕入れ等を基礎として、消費税の申告書を作成することとなります。

(3) **登録の取消し時の課税期間**
インボイス事業者には、事業者免税点制度が適用されません。したがって、インボイス事業者は、たとえ基準期間における課税売上高が1000万円以下になった場合でも、「適格請求書発行事業者の取消しを求める旨の届出書」（以下「取消届出書」）の提出により登録の効力が失効しない限り、課税事業者として消費税の申告義務があります。

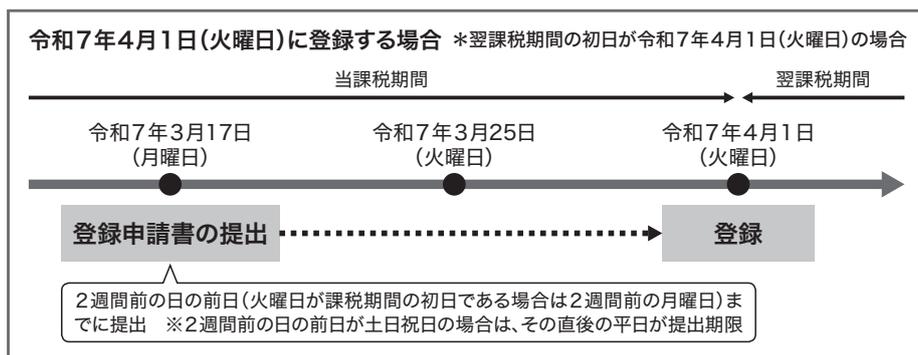
さらに注意すべきは、登録時に選択届出書を提出した事業者は、取消届出書を提出しても、「消費税課税事業者選択不適用届出書」（以下「不適用届出書」）を提出しないかぎり、免税事業者になれない点です。

つまり、選択届出書と登録申請書の両方を提出している事業者は二重にロックされた状態になっており、免税事業者になるためには、不適用届出書と取消届出書の両方を提出する必要があるということです。

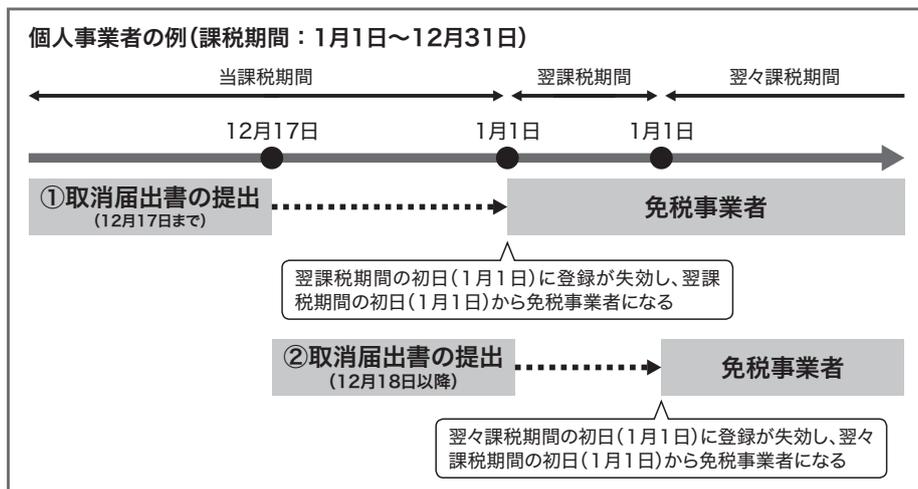
なお、登録に関する経過措置により登録を受けた免税事業者は、選択届出書を提出することなくインボイス事業者に登録できるため、取消届出書の提出のみで免税事業者になることができます。

インボイス事業者が翌課税期間から登録を取り消そうとする場合は、翌課税期間の初日から起算して15日前の日（2週間前の日の前日）までに取消届出書を提出しなければなりません。つまり、インボイス事業者は、課税期間の途中で登録を取り消すことはできず、登録の取消しは、課税期間単位で行なうこととなります。

図表1 インボイス事業者の登録申請書の提出期限



図表2 インボイス事業者の取消届出書の提出期限



この取扱により、仕入れ等を行なう事業者が、安定してインボイスを確保できるよう配慮されているのです。

また、取消届出書については、「効力を失う」という規定ぶりであることから、期限を定めるものではありません。したがって、国

税通則法10条2項の適用はなく、提出期限である「15日前の日」が土日祝日に該当する場合であっても、提出期限がその直後の平日に延長されることはありません。

提出日が1日でも遅れると、取消日は1年先になってしまいますため、注意が必要です(図表2)。

登録申請書を提出すると、まず登録の審査が行なわれ、登録完了後に税務署から申請者に対して登録番号が通知されます。法人の登録番号は法人番号がベイスとなりますが、個人事業者の場合は、登録されても税務署から通知がくるまでは登録番号がわからず、インボイスを交付

消費税の納税額の計算にあたっては、取引先の登録日を考慮する必要があります。国税庁「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」や会計ソフト等に付随する機能などを利用して、取引先から通知された登録番号が「登録されているか」だけでなく、「いつ登録されたか」を確認することも重要な業務となります。

また、登録から登録通知までのタイムラグが問題になることがあります。

インボイス登録・取消しと税額計算

(1) 取引先が課税期間の途中で登録した場合

インボイス事業者に登録した場合、その登録の効力は登録日から発生します。

登録申請書を提出すると、まず登録の審査が行なわれ、登録完了後に税務署から申請者に対して登録番号が通知されます。法人の登録番号は法人番号がベイスとなりますが、個人事業者の場合は、登録されても税務署から通知がくるまでは登録番号がわからず、インボイスを交付

後から通知する書面等の内容は、すでに交付した請求書等との関連が明確であり、インボイスの法的記載事項を適正に認識できるものに限られます。

(2) 取引先が登録を取り消した場合の経過措置

取引先が登録を取り消した場合、取引先から取消日以降に交付された請求書等はインボイスとしての効力を失うため、その課税仕入れに係る消費税額は、原則として、仕入税額控除の対象になりません。

できません。

そこで、登録日から登録通知までの間に交付した請求書等について、税務署の通知後に登録番号を請求書等の交付先に書面やメール等で通知すれば、通知前に交付した請求書等はインボイスとしての効力を有することになる取扱いが設けられています。

図表3 免税事業者のインボイス事業者への登録・取消し時の要件

		令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間	左記以後
登録	提出書類	登録申請書	登録申請書、選択届出書
	提出期限	登録申請書については登録希望日(提出日から15日以後の登録を受ける日として希望する日)を記載して提出	登録申請書は課税期間の初日から起算して15日前の日(土日祝日の場合はその直後の平日)、選択届出書は課税期間の初日の前日
取消し	提出書類	取消届出書(注)	取消届出書(注)、不適用届出書
	提出期限	取消届出書については、取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日(期限が土日祝日の場合でも、その直後の平日に期限が延長されない)	

(注) 選択届出書を提出している事業者の場合、インボイス事業者の登録の効力が失われた後の課税期間について、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であるなどの理由により事業者免税点制度の適用を受ける(免税事業者となる)ためには、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに不適用届出書を提出する必要がある

でも、従来の区分記載請求書等保存方式において仕入税額控除の対象となるものであれば、一定割合(50～80%の範囲)で仕入税額控除を認めるといえるものです。

この経過措置を利用できる期間は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの6年間です。経過措置終了後は、非登録事業者からの課税仕入れについて、原則として、全額仕入税額控除の対象にできなくなります。

なお、令和6年度税制改正により、この経過措置の見直しが行なわれていきます。一の非登録事業者からの課税仕入れの合計額が、その事業年度で税込10億円を超える場合、その超えた部分の課税仕入れについて、この経過措置が適用できないこととされました。

2年縛りと3年縛りに関する留意点

(1) 「2年縛り」における留意点

選択届出書を提出した場合は、不適用届出書の提出の制限により、少なくとも2年間は納税義務継続の縛りがあります。いわゆる「2年縛り」です。

本来なら、登録に関する経過措置により、免税事業者が選択届出書を提出せずに登録申請書のみでインボイス事業者となった場合は、2年縛りの対象になりません。しかし、選択届出書を提出した事業者とのバランスをとるた

め、登録に関する経過措置により登録申請書のみで課税転換した場合でも、登録日から2年を経過する日の属する課税期間の末日まで、納税義務が免除されないこととされています。

ただし、令和5年10月1日の属する課税期間に登録した場合は、2年縛りはありません。

ところで、2年縛りの期間は、登録日から起算して2年を経過する日の属する課税期間までです。そのため、課税期間の途中で登録した場合、縛りの期間は2年よりも長くなります。

この点については、課税期間を短縮する特例の利用による対応も考えられますが、課税期間を短縮した期間は、いわゆる「2割特例」を適用できないため注意が必要です。

(2) 「3年縛り」における留意点

登録時に選択届出書を提出した事業者が調整対象固定資産の仕入れ等をした場合は、その課税期間

の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、不適用届出書を提出することはできません(いわゆる「3年縛り」)。調整対象固定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等

に係る税抜き金額が100万円以上の建物、機械装置、車両などの資産(棚卸資産は含まれません)です。

なお、登録に関する経過措置により登録申請書のみで課税転換した場合は、選択届出書の提出という要件に欠けるため、3年縛りの適用はありません。

一方、課税事業者が高額特定資産(一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る税抜き金額等が100万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産)の仕入れ等をした場合は、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間において、事業者免税点制度が適用されません。

こちらの3年縛りは選択届出書の提出が前提となっていないため、登録に関する経過措置により登録申請書の提出のみで課税転換した場合も適用されます。

* * *

インボイスの登録と取消しとは、土日祝日に該当する場合の期限の考え方が異なります(図表3)。1日でも遅れると、取消日が1年間後ろ倒しになるため注意が必要です。

たけだのりこ 税理士。クリエイターや文化芸術団体支援のための税理士事務所を設立。また、大学教員として財務会計論、簿記論、租税法実務なども担当。非営利組織体の会計と情報開示などに関する実証研究も行なっている。